

1 支援過程における課題

- ・ 支援を受ける過程において被害状況等の説明を繰り返すことが被害者等の心理的な負担に
- ・ これまでの相談・支援内容を整理し、その情報を被害者等と支援機関が共有していくことが必要

他県等で作成事例のある
ノートの活用について検討開始

2 これまでの経緯

「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」（令和3年2月策定）【被害者等支援ノート（仮称）を通じた支援】

犯罪被害者等が支援を受ける過程で、被害状況等の説明を繰り返すことによる心理的負担の軽減や、プライバシーに配慮しつつ、関係機関との円滑な情報共有を図るため、支援に必要な情報等を記録する「被害者等支援ノート（仮称）」を、希望に応じて交付する取組を検討

第3回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（令和3年1月28日）における主なご意見

検討の視点について

- ・ 被害者の方に見ていただき、被害者の意見を取り入れながら、ノートを作り上げてほしい。
- ・ ノートは被害者が持ち、支援者と一緒使っていくものだという視点を持って検討してほしい。
- ・ 関係機関相互の円滑な連携のためにも活用するのであれば、ルールはしっかりと定めておくべき。
- ・ 個人情報保護の観点から被害者の方はその点を一番心配するのではないか。
- ・ 関係機関においてノートが適切に利用されるようガイドラインを作成すべきではないか。

個人情報・ガイドラインについて

3 ノートの主な役割

- ① 犯罪被害者等の心理的負担の軽減・・・被害状況や相談・支援過程を記載しておくことで、被害者等自ら繰り返し説明する機会を軽減
- ② 被害後の各種手続・相談窓口の案内・・・各種相談窓口、刑事手続・経済的支援等の制度案内を掲載し、被害者等へ必要な情報を提供
- ③ 関係機関との円滑な情報共有・・・被害者等の同意を得たうえで、関係機関が相互にノートに記載されている情報を共有
- ④ 区市町村等の支援能力向上・・・被害者等の支援に必要な情報がまとまったノートを研修教材として活用し、区市町村等の支援能力を向上

4 検討の進め方

- 被害者、民間支援団体、警察で構成するプロジェクトチームを設置

【検討内容】①ノートの具体的内容（構成、記載内容等）
②利用に当たってのガイドライン 等

- 区市町村連絡会、進める会議等でノート案に対する意見収集
- 専門的見地からの意見聴取や内容確認も実施

○メンバー構成案

犯罪被害者等	1名
相談・支援員	2名（都民センター、SARC東京）
警視庁	1名（犯罪被害者支援室）
都コーディネーター	2名（総務局人権部）

○ノートに盛り込む内容イメージ

- ・ ノートの使い方
- ・ 被害状況、困りごと、相談・支援の記録欄
- ・ 各種相談窓口・連絡先
- ・ 刑事手続・経済的支援等の制度案内 等

5 スケジュールイメージ

- 令和3年度中 プロジェクトチーム会議 全3回開催予定
- 令和3年度末まで ノート原稿 確定
利用に当たってのガイドライン 策定

【参考】他県等の先行事例

- ・ 途切れない支援を被害者と考える会「HIGAISHA NOTE」 H26.7
- ・ 京都府「つむぎ」 H29.9
- ・ 大分県「絆」 H31.3
- ・ 佐賀県「編む」 R3.3